（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第四条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船外への転落に備えた措置） **第百三十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。 一　次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合 イ　周囲に高さ七十五センチメートル以上の柵欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。 ロ　（略） 二　（略） ４　前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。 一～三　（略） 四　適切な墜落制止用器具を装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者 五～七　（略）	（船外への転落に備えた措置） **第百三十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。 一　次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合 イ　周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。 ロ　（略） 二　（略） ４　前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。 一～三　（略） 四　適切な命綱又は安全ベルトを装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者 五～七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、この省令の施行後も、なおその効力を有するものとする。

第三条　令和五年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第十四表から第十六表までに記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表及び第十五表を適宜補正してこれに記載するものとする。